

令和6年6月10日招集

第3回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

令和6年第3回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第1号	繰越明許費繰越計算書の報告について (令和5年度天草市一般会計)	令和6年 6月10日		
報告第2号	繰越計算書の報告について(令和5年度 天草市病院事業会計)	"		
報告第3号	繰越計算書の報告について(令和5年度 天草市水道事業会計)	"		
報告第4号	繰越計算書の報告について(令和5年度 天草市下水道事業会計)	"		
報告第5号	有限会社愛夢里の経営状況の報告につ いて	"		
議第49号	天草市重度心身障害者医療費助成に関 する条例の一部を改正する条例の制定 について	"		
議第50号	天草市税条例の一部を改正する条例の 制定について	"		
議第51号	天草市税特別措置条例の一部を改正す る条例の制定について	"		
議第52号	天草市病院事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	"		
議第53号	財産の取得について	"		
議第54号	財産の取得について	"		
議第55号	財産の取得について	"		
議第56号	令和6年度天草市一般会計補正予算(第 2号)	"		
議第57号	令和6年度天草市病院事業会計補正予 算(第1号)	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第58号	令和6年度天草市水道事業会計補正予算(第1号)	令和6年 6月10日		
議第59号	令和6年度天草市下水道事業会計補正予算(第1号)	〃		

報告第1号

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度天草市一般会計補正予算（第4号、第8号、第10号、第11号、第12号及び第13号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

令和5年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	スポーツ拠点施設整備事業	247,122,000	77,156,000			75,600,000		1,556,000
		出張所窓口業務委託事業	25,294,000	25,294,000			17,200,000		8,094,000
		LPGガス使用世帯価格高騰支援事業	133,678,000	133,678,000		133,678,000			
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修事業	15,912,000	15,912,000		12,672,000			3,240,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰生活支援給付金給付事業	324,419,000	125,059,000		125,059,000			
		物価高騰生活支援給付金給付事業（住民税均等割のみ課税世帯・こども加算分）	298,498,000	126,950,000		126,950,000			
		物価高騰生活支援給付金給付事業（令和6年度分住民税非課税世帯等・こども加算分）	421,161,000	421,161,000		421,161,000			
		定額減税補足給付金給付事業	1,063,096,000	1,063,096,000		1,063,096,000			
	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	7,125,000	7,125,000		7,125,000			
	3 児童福祉費	児童福祉総務費事務経費	4,697,000	3,800,000					3,800,000
		保育所等光熱費高騰対策事業	6,110,000	6,110,000		6,110,000			

令和5年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
4	衛生費	1 保健衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種事業	479,000	479,000		479,000			
5	農林水産業費	1 農業費 農業者支援物価高騰緊急対策事業	50,379,000	50,379,000					50,379,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	51,778,000	51,778,000		34,352,000	17,400,000		26,000
	2 林業費 単県治山事業	17,076,000	17,076,000		11,383,000	3,800,000	1,658,000	235,000	
	3 水産業費	赤潮被害経営再建緊急支援事業	192,000,000	192,000,000		72,000,000	56,700,000		63,300,000
		漁業用資材高騰対策緊急支援事業	20,450,000	20,450,000					20,450,000
		津波・高潮危機管理対策事業	61,900,000	44,893,000		22,446,000	22,400,000		47,000
		水産基盤整備事業	147,254,000	66,375,000		37,169,000	29,100,000		106,000
6	商工費	1 商工費 企業誘致促進事業	84,116,000	84,115,000		63,086,000			21,029,000
		中小企業・小規模事業者緊急支援事業	100,000,000	100,000,000		40,445,000			59,555,000
		令和5年度地域通貨プレミアムポイント付与事業	137,944,000	137,944,000		137,944,000			

令和5年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	5,500,000	4,658,000		2,619,000	2,000,000		39,000
		市道改良(交付金)事業	8,500,000	7,509,000		3,646,000	3,800,000		63,000
		市道改良(単独)事業	18,912,000	18,912,000			17,900,000		1,012,000
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
	4 港湾費	海岸堤防老朽化対策事業	28,000,000	26,050,000		11,700,000	11,100,000		3,250,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	24,500,000	23,771,000		7,484,000	15,400,000		887,000
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	198,249,000	106,750,000		60,758,000	43,600,000		2,392,000
		公園施設長寿命化対策支援事業	37,000,000	37,000,000		17,500,000	18,500,000		1,000,000
7 住宅費	市営住宅営繕事業	1,500,000	1,205,000					1,205,000	
8 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	38,261,000	37,958,200			37,700,000		258,200

令和5年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	6 学校給食費	本渡学校給食センター建設事業	47,733,000	47,733,000			47,700,000		33,000
	7 社会教育費	社会教育施設整備事業	29,235,000	20,245,000			18,800,000		1,445,000
		史跡棚底城跡ガイダンス施設・倉岳支所建設事業	156,929,000	156,929,000			108,600,000		48,329,000
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業(公共土木施設)	60,569,000	44,231,000		29,481,000	14,700,000		50,000
計			4,068,376,000	3,306,781,200		2,451,343,000	562,000,000	1,658,000	291,780,200

報告第2号

繰越計算書の報告について

令和5年度天草市病院事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

令和5年度 天草市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	牛深市民病院外壁・屋根改修事業	円 129,936,000	円 0	円 129,936,000	円 0	円 129,800,000	円 136,000	円 0	円 0	入札不調により適正工期の確保が困難なため、予算を繰越して使用する。
		牛深市民病院非常用自家発電装置改修事業	27,522,000	0	27,522,000	0	27,400,000	122,000	0	0	部品納入に不測の期間を要し、年度内完了が困難となったため、予算を繰越して使用する。
		栖本病院診療情報システム(電子カルテ等)導入事業	112,838,000	0	112,838,000	0	112,200,000	638,000	0	0	導入システムの仕様決定に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		新和病院診療情報システム(電子カルテ等)導入事業	117,887,000	0	117,887,000	0	77,800,000	40,087,000	0	0	導入システムの仕様決定に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		新和病院昇降機改修事業	21,560,000	0	21,560,000	0	21,400,000	160,000	0	0	現昇降機は生産終了により既製品での改修が困難となり、現地に合わせた設計、製造、取付に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
		新和病院感染対応病室改修事業	2,917,000	0	2,917,000	2,187,000	0	730,000	0	0	新型コロナ入院患者受入れの影響で、感染対応病室の改修が遅れたため、予算を繰越して使用する。
		河浦病院診療情報システム(電子カルテ等)導入事業	142,154,000	0	142,154,000	0	102,000,000	40,154,000	0	0	導入システムの仕様決定に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		河浦病院空調改修事業	82,880,000	0	82,880,000	0	81,000,000	1,880,000	0	0	電気工事に使用する幹線ケーブルについて、全国的な需要拡大の影響で製造メーカーが新規受注の一時停止等を行ったことで、調達に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため、予算を繰越して使用する。
	計		637,694,000	0	637,694,000	2,187,000	551,600,000	83,907,000	0	0	

令和5年度 天草市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円		
1 資本的支出	1 建設改良費	病院事業診療情報システム導入支援事業	15,106,000	4,985,000	10,121,000	0	0	10,121,000	0	0	診療情報システムの運用開始までの事業であるが、導入システムの仕様決定に不測の期間を要し運用開始が遅れたため、予算を繰越して使用する。
	計		15,106,000	4,985,000	10,121,000	0	0	10,121,000	0	0	

報告第3号

繰越計算書の報告について

令和5年度天草市水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

令和5年度 天草市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	南町配水管布設替その3工事	27,574,000	0	27,574,000	0	0	27,574,000	0	0	「太田町水の平線」道路改良工事にあわせて、配水管の布設替を計画しているため、予算を繰越して使用する。
		上津浦浄水場PLC取替工事	5,995,000	0	5,995,000	0	0	5,995,000	0	0	機器の製造まで、不測の日数を要することとなり、年度内の完了が困難なため、予算を繰越して使用する。
		天草市水道施設基本計画策定業務委託	11,776,000	7,453,000	4,323,000	0	0	4,323,000	0	0	令和5年度・令和6年度の2カ年による債務負担行為で実施している本業務において、令和5年度の支払い限度額11,776,000円のうち、支払い義務が生じた前払金7,453,000円を控除した4,323,000円が年度内に支払義務が生じなかったため、予算を繰越して使用する。
計			45,345,000	7,453,000	37,892,000	0	0	37,892,000	0	0	

令和5年度 天草市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	給水収益	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 事業費	1 営業費用	南町配水管布設替その3工事	755,000	0	755,000	0	755,000	0	0	0	「太田町水の平線」道路改良工事にあわせて、配水管の布設替を計画しているため、予算を繰越して使用する。
計			755,000	0	755,000	0	755,000	0	0	0	

報告第4号

繰越計算書の報告について

令和5年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

令和5年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	今釜新町ポンプ場ポンプ設備改築工事	円 182,000,000	円 72,800,000	円 109,200,000	円 40,533,246	円 68,600,000	円 66,754	円 0	円 0	特注品の製造のため、令和5年度には実績が上がらず、前払の執行のみとなったため、予算を繰越して使用する。
		今釜新町ポンプ場電気設備改築工事	30,910,000	0	30,910,000	15,455,000	15,400,000	55,000	0	0	雨水ポンプの進捗の影響により、予算を繰越して使用する。
		瀬戸雨水ポンプ場ポンプ設備改築工事	90,000,000	0	90,000,000	45,000,000	45,000,000	0	0	0	特注品の製造のため、令和5年度には実績が上がらず、前払の執行のみとなったため、予算を繰越して使用する。
		本渡浄化センター水処理施設耐震診断(非線形解析)調査業務委託	15,030,400	4,509,000	10,521,400	5,260,700	0	5,260,700	0	0	入札不調により、適正な工期を確保できなかったため、予算を繰り越す。
		太田町水の平線汚水柵移設その4工事	9,955,000	0	9,955,000	0	6,400,000	3,555,000	0	0	他事業者、住民等との調整に不測の日数を要したため、予算を繰越して使用する。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
		通詞島排水処理施設汚泥掻寄機改築工事	76,230,000	0	76,230,000	38,115,000	38,000,000	115,000	0	0	特注品の製造のため、令和5年度には実績が上がらず、前払の執行のみとなったため、予算を繰越して使用する。
		佐伊津地区管渠布設工事	3,377,000	1,350,000	2,027,000	0	2,000,000	27,000	0	0	本工事は民間の宅地開発に伴う管渠布設工事だが、要望者の開発届が遅れたため、予算を繰越して使用する。
		船津処理区マンホールポンプ場ポンプ取替工事	1,666,500	0	1,666,500	0	0	1,666,500	0	0	ポンプの納品に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		一町田第4号マンホールポンプ場No.2ポンプ等取替工事	2,585,000	0	2,585,000	0	0	2,585,000	0	0	ポンプの納品に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。
計			411,753,900	78,659,000	333,094,900	144,363,946	175,400,000	13,330,954	0	0	

報告第5号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

議第49号

天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年天草市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1,020円」を「1,000円」に改め、同条第2号中「2,040円」を「2,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

重度心身障害者医療費助成制度における自己負担上限額の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 50 号

天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、第 9 号を次のように改める。

- (9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 2 中第 15 項を第 16 項とし、第 7 項から第 14 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

- 7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 10 条の 2 の改正規定 公布の日
- (2) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定
公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 3 号に掲げる規定による改正後の天草市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条

第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。) 」とする。

(提案理由)

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)等の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 5 1 号

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例

天草市税特別措置条例（平成 1 9 年天草市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天草市税特別措置条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 年 3 月 3 1 日以前に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 3 1 号）第 1 条第 1 号イに規定する特別償却設備の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者に課する固定資産税は、なお従前の例による。

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 3 1 号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 52 号

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表国民健康保険天草市立河浦病院の項中「26 床」を「31 床」に、「40 床」を「35 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険天草市立河浦病院の病床数の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 53 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 小型動力ポンプ積載車更新に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 38,269,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 熊本市中央区上水前寺一丁目10番5号
名称 熊本いちほら工業株式会社
代表者 代表取締役 澤田 悦幸 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和6年度小型動力ポンプ積載車購入内訳書

1 品名、対象消防団、台数、納入場所、取得金額及び取得購入の相手方

品名	対象消防団		台数	納入場所	取得金額	取得購入の相手方
	方面隊	分団・部				
小型動力ポンプ 積載車 7台	本渡	第1分団第2部	1台	天草市役所 本庁	38,269,000円	熊本市中央区上水前寺一丁目10番5号 熊本いちほら工業株式会社 代表取締役 澤田 悦幸
		第3分団第1部	1台			
	牛深	第1分団第5部	1台	天草市役所 牛深支所		
		第4分団第4部	1台			
		第5分団第5部	1台			
		第6分団第1部	1台			
	天草	第4分団第4部	1台	天草市役所 天草支所		

2 付属品(1台当たり)

赤色警光灯(標識灯含む)	1基
赤色点滅灯	1式
電子サイレン(マイク拡声装置付き)	1式
後退警報ブザー	1式
自動車用消火器(ABC粉末 6kg入)	1本
車輪止	1組
照明灯	1基
作業灯	1基
二つ折り梯子(鉄製 3.6m)	1脚
ホース棚カバー	1枚
ホースブリッジ(ゴム製)	1個
ホース背負器(カバー付)	1器
フロアーマット	1組

3 納入期限

令和7年3月14日

議第54号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 小型動力ポンプ更新に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 21,212,400円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市本渡町広瀬176番地113
名称 有限会社中央防災
代表者 代表取締役 畑田 寛 |
| | | 住所 天草市東町13番地22
名称 株式会社ダンテック 天草営業所
代表者 所長 田中 隆行 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和6年度小型動力ポンプ購入内訳書

1 品名、対象消防団、台数、納入場所、取得金額及び取得購入の相手方

品名	対象消防団		台数	納入場所	取得金額 (円)	取得購入の相手方
	方面隊	分団・部				
小型動力ポンプ (水冷式) 6台	本渡	第1分団第2部	1台	天草市役所 本庁	13,318,800円	天草市本渡町広瀬176番地113 有限会社中央防災 代表取締役 畑田 寛
		第5分団第3部	1台			
		第6分団第2部	1台			
		第6分団第5部	1台			
		第9分団第1部	1台			
	天草	第4分団第4部	1台	天草市役所 天草支所		
小型動力ポンプ (空冷式) 4台	牛深	第1分団第5部	1台	天草市役所 牛深支所	7,893,600円	天草市東町13番地22 株式会社ダンテック 天草営業所 所長 田中 隆行
		第4分団第4部	1台			
		第5分団第5部	1台			
		第7分団第5部	1台			

2 付属品(1台当たり)

吸管1本、吸管ストレーナ1個、吸管ちりよけ籠1個、吸管まくら木1個、吸管ロープ1本、充電器1台及びポンプ工具1式

3 納入期限

令和6年12月20日

議第 55 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 教員用ノートパソコン購入に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 33,664,400 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市本渡町広瀬 5 番地 8 2
名称 株式会社レイメイ藤井 天草営業所
代表者 所長 相馬 大輔 |
| | | 住所 天草市亀場町亀川 8 2 6 番地 2 4
名称 風間文具店
代表者 代表者 風間 英美 |
| | | 住所 天草市大浜町 2 番 4 5 号
名称 株式会社北星堂 天草店
代表者 店長 高井 結子 |

(提案理由)

予定価格が 2 千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成 18 年天草市条例第 60 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和6年度教員用ノートパソコン購入内訳書

案件名 (取得財産)	配備場所	取得財産名及び数量		取得金額 (円)	取得購入の相手方
		ノート パソコン (台)	設定搬入 手数料等 経費 (式)		
教員用ノートパソコン 購入 その1	本渡南小学校	2	1	11,919,600	天草市本渡町広瀬5番地82 株式会社レイメイ藤井 天草営業所 所長 相馬 大輔
	本渡北小学校	3			
	亀川小学校	2			
	本渡東小学校	13			
	楠浦小学校	12			
	本町小学校	2			
	佐伊津小学校	2			
	本渡中学校	2			
	本渡東中学校	13			
	稜南中学校	2			
	五和小学校	20			
	五和中学校	13			
	計	86			
教員用ノートパソコン 購入 その2	有明小学校	2	1	10,744,800	天草市亀場町亀川826番地24 風間文具店 代表者 風間 英美
	有明中学校	12			
	御所浦小学校	10			
	御所浦中学校	10			
	倉岳小学校	10			
	倉岳中学校	11			
	栖本小学校	9			
	栖本中学校	10			
	計	74			
教員用ノートパソコン 購入 その3	牛深小学校	19	1	11,000,000	天草市大浜町2番45号 株式会社北星堂 天草店 店長 高井 結子
	牛深東小学校	12			
	牛深中学校	2			
	牛深東中学校	2			
	新和小学校	10			
	新和中学校	2			
	天草小学校	2			
	天草中学校	10			
	河浦小学校	2			
	河浦中学校	2			
	学校教育課	17			
	計	80			
合計		240	-	33,664,400	

議第56号

令和6年度天草市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度天草市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,289,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,636,843	197,095	6,833,938
	1 国庫負担金	5,417,685	190,425	5,608,110
	2 国庫補助金	1,202,525	5,670	1,208,195
	3 国庫委託金	16,633	1,000	17,633
16 県支出金		4,157,198	11,557	4,168,755
	1 県負担金	2,517,360	1,907	2,519,267
	2 県補助金	1,493,743	9,650	1,503,393
19 繰入金		3,847,503	6,410	3,853,913
	2 基金繰入金	3,847,503	6,410	3,853,913
21 諸収入		703,820	172,468	876,288
	5 雑入	655,258	172,468	827,726
22 市債		4,315,600	9,600	4,325,200
	1 市債	4,315,600	9,600	4,325,200
補正されなかった款項に係る額		36,231,492		36,231,492
歳入合計		55,892,456	397,130	56,289,586

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,116,830	7,000	9,123,830
	1 総務管理費	8,447,133	7,000	8,454,133
3 民生費		17,640,755	199,910	17,840,665
	3 児童福祉費	6,139,784	199,910	6,339,694
4 衛生費		6,505,739	168,389	6,674,128
	1 保健衛生費	1,067,845	165,468	1,233,313
	2 環境費	3,644,305	2,921	3,647,226
6 商工費		2,772,404	19,300	2,791,704
	1 商工費	2,772,404	19,300	2,791,704
7 土木費		3,544,753	1,531	3,546,284
	2 道路橋梁費	2,082,781	1,531	2,084,312
9 教育費		4,404,308	1,000	4,405,308
	1 教育総務費	1,283,813	1,000	1,284,813
補正されなかった款項に係る額		11,907,667		11,907,667
歳出合計		55,892,456	397,130	56,289,586

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市汚泥再生処理センター運転管理業務委託料	令和7年度	2,921
新和緑の村指定管理料	令和7年度～令和9年度	21,804
総合交流ターミナル施設ユメール指定管理料	令和7年度～令和9年度	51,282
瀬戸歩道橋操作並びに保守点検業務委託料	令和7年度	1,531

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
観光施設整備事業	149,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その他 の場合にはそ の債権者と協 定するものよ り。ただし、 市財政の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 又は繰上償還 もしくは低利 に借換えする ことができる。	159,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第57号

令和6年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度天草市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 病院事業費用	4,428,015 千円	4,331 千円	4,432,346 千円
第1項 医業費用	4,375,566 千円	4,331 千円	4,379,897 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「239,243千円」を「244,764千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「618千円」を「1,022千円」に、過年度分損益勘定留保資金「238,625千円」を「243,742千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款 資本的収入	285,849 千円		83,366 千円	369,215 千円
第1項 企業債	44,600 千円		20,000 千円	64,600 千円
第4項 県補助金	6,677 千円		63,366 千円	70,043 千円
		支 出		
第1款 資本的支出	525,092 千円		88,887 千円	613,979 千円
第1項 建設改良費	135,884 千円		88,887 千円	224,771 千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
病院施設整備事業及 び医療機器整備事業	44,600 千円		20,000 千円	64,600 千円

第5条 予算第11条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第12条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院清掃業務委託料	令和7年度～令和8年度	51,248 千円

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和6年度天草市水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水道施設運転管理等業務委託	令和7年度	5,520千円

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治

議第59号

令和6年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度天草市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和6年度天草市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡浄化センター及びポンプ場運転管理業務委託	令和7年度	6,145千円
一町田雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和7年度	139千円

令和6年6月10日提出

天草市長 馬場 昭治